

社会福祉法人 この街福祉会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人この街福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払うことができるものである。

（報酬の支給日）

第3条 本規程に係る報酬の支給日は、毎月15日を締切日とし、25日を支払日（金融機関休業日の場合は繰り上げる）とする。

（報酬の支給方法）

第4条 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払うことができるものとする。

（理事会・法人運営会議及び評議員会への出席報酬等）

第5条 理事長及び理事が、理事会又は法人運営会議に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（役員及び評議員の業務報酬等）

第6条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいい、以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（監事の業務報酬等）

第7条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が、法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の業務報酬等）

第8条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員の業務報酬等）

第9条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（出張旅費）

第10条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支払うことができる。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（重複支給の防止）

第11条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第6条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 法人及び事業所の職員を兼務する役員及び評議員選任・解任委員は、この規程を適用しない。

（改正）

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成29年 4月 1日付より施行する。

別表 1（第 5 条・第 7 条・第 9 条関係）

役職	該当名称	報酬	実費弁償費
理事長及び理事	理事会 法人運営会議	日額 5,000 円 日額 3,000 円	実費額（ただし、自家用車の場合は 1kmにつき 20 円）
監事	理事会・評議員会	日額 5,000 円	
評議員	評議員会	日額 5,000 円	
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会	日額 5,000 円	

別表 2（第 6 条・第 7 条・第 8 条関係）

役職	該当名称	報酬	実費弁償費
理事長及び理事	運營業務	日額 5,000 円	実費額（ただし、自家用車の場合は 1kmにつき 20 円）
監事	監事監査業務	日額 10,000 円	
	その他運營業務等	日額 5,000 円	
評議員	運營業務	日額 5,000 円	
苦情対応第三者委員	苦情対応第三者委員業務	実費弁償費のみ	

別表 3（第 10 条関係）

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	1泊 12,000 円	日額 5,000 円	実費額